

◆実務問答会社法 第17回◆

取締役の任期と「定時株主総会」の意義

渡辺邦広 弁護士

研究会 監修
会社法・実務研究 企画
後藤元 東京大学准教授

◆設問◆

株式会社Aの定款には、①定時株主総会を毎年六月に招集する旨、②取締役の任期は選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までとする旨、および③事業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする旨の定めがある。株式会社AのX年六月に招集された定時株主総会において甲・乙・丙の三人が取締役に選任されたが、X年四月一日からX年三月三十一日までの事業年度に係る計算書類の作成が、X年六月までに間に合わないこととなった。

1 株式会社Aが、X年六月二十八日を会日として、甲・乙・丙の三人を取締役に選任する「取締役三名選任の件」のみを目的事項とする株主総会を招集した場合、X年六月に招集された定時株主総会における選任に係る取締役甲・乙・丙の任期は、いつ満了するか。

2 株式会社Aが、X年六月に株主総会を招集しなかつた場合、取締役甲・乙・丙の任期はいつ満了するか。

◆回答◆

1 X年六月に招集された定時株主総会における選任に係る取締役甲・乙・丙の任期は、X年六月二十八日を会日とする株主総会の終結の時をもって満了し、取締役甲・乙・丙は同株主総会の決議により取締役に再任されることとなる。

2 天災地変等により株式会社AがX年六月に株主総会を招集すること自体が客観的に困難である場合を除き、同月末をもって取締役甲・乙・丙の任期は満了する。

◆解説◆

一 小問1

会社法三三二条一項本文は、「取締役の任期

は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする」とし、取締役の任期について、暦年ではなく事業年度を基準とするともに、定時株主総会の終結の時に取締役の任期が満了する旨を定める。取締役の任期については、平成一七年改正前の旧商法では、同法二五六条一項が「取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ」という暦年による原則を定めた上で、同条三項が「前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨グズ」として、定款の規定により、決算期を基準とするともに、定時株主総会の終結の時まで取締役の任期を伸長することができるという例外を定めていた。前記の会社法三三二条一項本文の規定は、いわば、旧商法二五六条三項が定款の規定による例外として定めていた内容を、会社法上の原則として規定したものと見える(注一)。

そして、旧商法二五六条三項が前記の例外を認めた趣旨は、取締役の任期満了に際して、後任者選任のため会社が定時株主総会を待たずに株主総会を招集(注二)する煩雑さを避けるとともに、定時株主総会において計算書類を承認するに当たって、決算期当時の取締役を現任者として説明の任に当たらせるためのものであって、会社の便宜を図ったものである旨の説明がされていた(注三)。その上で、任期中の最終の

決算期に関する定時株主総会が定款所定の期間内に開催されなかった場合には、任期を限定する法の趣旨からみて、任期はその定款所定の期間を超えては延長されない（したがって、当該期間の末日をもって任期満了となる）と解するのが通説であった（注四）。旧商法二五六条三項を受け継いだ会社法三三二条一項本文の下においても、取締役が、定時株主総会の招集を怠ることによって、事実上、任期を延長できることとなることは、法の趣旨に反すると考えられるから、原則として、定時株主総会が本来招集されるべき時期（定款に招集時期が定められている場合には、定款所定の招集時期）に招集されなかったときは、当該時期の経過により取締役は任期満了となるものと解すべきである（注五）。

それでは、定時株主総会に関する定款所定の招集時期に、取締役選任のみを目的事項とする株主総会を招集した場合には、取締役の任期は、定時株主総会に関する定款所定の招集時期の満了日（設問の場合にはX1年六月末）に満了することとなるのか、それとも、当該株主総会の終結の時（設問の場合にはX1年六月二十八日）に満了することとなるのか、「定時株主総会」の法的意義とも関連して、問題となる（注六）。

ここで、「定時株主総会」の法的意義に関して、学説上、(1)定時株主総会に関する定款所定の招集時期に招集された株主総会か否かという

点で判断する見解（招集時期説）、(2)計算書類の承認を議題とする総会を定時株主総会と解すべきであるという見解（議題内容説）、(3)定款所定の招集時期に招集される株主総会であっても、計算書類の承認を議題としない株主総会は定時株主総会ではなく、また、計算書類の承認を議題とする株主総会であっても、定款所定の時期に遅れて招集された総会は定時株主総会ではないという見解（折衷説）が存在する（注七）。

このうち議題内容説または折衷説によった場合は、設問の場合における取締役選任のみを目的事項とする株主総会は法的には「定時株主総会」ではないこととなり、取締役の任期は、当該株主総会の終結の時（X1年六月二十八日）ではなく、定款所定の招集時期の満了日（X1年六月末）をもって満了することとなるようにも思われる。しかし、取締役の任期がいつ満了するかという問題は、取締役の任期に関する法令および定款の規定の趣旨から実質的に検討すべき事柄であり、一般論としての「定時株主総会」の法的意義に関する前記各学説の結論を形式的に当てはめて結論を導くのは適切ではないと考えられる。

この点に関連して、前記のとおり、旧商法以来、定款所定の招集時期に定時株主総会が招集されない場合には、当該時期の経過により取締役の任期が満了すると解されているが、このような解釈も、法令や定款に規定されている「定

時株主総会」という文言は、通常一般的な事態を前提にして使用されているのであって、通常でない事態の下では、「定時株主総会」を形式的に解釈するのではなく、規定の意味している趣旨に立脚して解釈しなければならない旨の問題意識にも基づくものであった（注八）。かかる問題意識からも、取締役の任期満了の基準時については、法令および定款の規定の意味している趣旨に立脚して検討することが必要である。

そして、設問の場合のように、定款上、①定時株主総会を毎年六月に招集する旨および②取締役の任期は選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までとする旨の規定がある場合には、当該定款規定の趣旨は、取締役の任期との関係では、毎年六月に招集される株主総会の終結の時をもって任期を満了させるところにあると解するのが合理的である。換言すれば、六月に招集された株主総会が、仮に一般論としての「定時株主総会」の法的意義に照らした場合に「定時株主総会」に該当しないこととなるとしても、かかる理由により当該株主総会の終結の時をもってなお取締役の任期が満了しないと解することは、過度に「定時株主総会」の意義に拘泥するものであり、前記定款規定の趣旨に反するものと考えられる。

この点については、前記のとおり、法が定時

株主総会を取締役の任期満了の基準時として、
 趣旨の一つに、定時株主総会において計算書
 類を承認するに当たって、決算期当時の取締役
 を現任者として説明の任に当たらせることがあ
 るという点との関係も問題となる。もっとも、

前記のとおり、定時株主総会が本来招集される
 べき時期（定款に招集時期が定められている場
 合には、定款所定の招集時期）に招集されな
 かったときは、当該時期の経過により取締役は
 任期満了となるものと解されるから、前記の趣
 旨も絶対的なものではない。計算書類の承認を

目的事項に含まずとも、当該時期に招集された
 株主総会の終結の時をもって取締役の任期が満
 了すると解した上で、株主が、後日開催される
 計算書類承認の株主総会において決算期当時の
 取締役を現任者として説明の任に当たらせたい
 のであれば、前記の株主総会においてそれらの
 取締役を再任すれば足りると整理することでも
 も、前記の法の趣旨は実質的に害されるもので
 はない（仮に株主が別の取締役を選任したので
 あれば、それは、決算期当時の取締役が現任者
 として計算書類の説明の任に当たらずともよい
 という株主の判断がなされたものといえる）。

したがって、設問の場合のように、定時株主
 総会に関する定款所定の招集時期に、計算書類
 の承認を目的事項に含まずとも、株主総会が招
 集されるのであれば、当該株主総会は前記②の
 定款規定にいう「定時株主総会」に該当すると

解するのが相当であり、当該株主総会の終結の
 時をもって取締役の任期が満了すると解するこ
 とは法の趣旨にも反さないというべきである
 （注九）（注一〇）。

そのため、設問の場合には、X年六月に招集
 された定時株主総会における選任に係る取締役
 甲・乙・丙の任期は、X1年六月二十八日を会日と
 する株主総会の終結の時をもって満了し、取締
 役甲・乙・丙は同株主総会の決議により取締役
 に再任されることとなる（要は、通常どおりの
 取締役の改選がされることとなる）（注一一）。

二 小問2

小問1の場合と異なり、株式会社Aが、X1年
 六月に株主総会を招集しなかった場合には、取
 締役甲・乙・丙の任期はいつ満了するか。前記
 のとおり、原則として、定時株主総会が本来招
 集されるべき時期（定款に招集時期が定められ
 ている場合には、定款所定の招集時期）に招集
 されなかったときは、当該時期の経過により任
 期満了となるものと解されるが、X1年六月まで
 に計算書類の作成が間に合わないということ
 が、例外的な取扱いを認めるべき場合に該当し
 ないかが問題となる。

この点について、前記のように、実際に定時
 株主総会が招集されていないにもかかわらず、
 原則として、定時株主総会が本来招集されるべ
 き時期（定款所定の招集時期）の経過により任

期満了となると解される趣旨は、取締役が、定
 時株主総会の招集を怠ることによって、事実
 上、任期を延長できることとなることは、法の
 趣旨に反すると考えられることにある。このこ
 とからすれば、天災地変等により取締役が定時
 株主総会に関する定款所定の招集時期に株主総
 会を招集すること自体が客観的に困難である状
 況が生じた場合（すなわち、取締役が定時株主
 総会の招集を「怠っている」とは評価し難い場
 合）には、例外的な取扱いを認めることが合理
 的である。

この点に関連して、東日本大震災の際に、法
 務省は、「東北地方太平洋沖地震の影響により、
 定款所定の時期に定時株主総会を開催すること
 ができない状況となっている株式会社があると
 考えられます。特定の時期に定時株主総会を開
 催すべき旨の定款の定めについては、通常、天
 災等のような極めて特殊な事情によりその時期
 に定時株主総会を開催することができない状況
 が生じた場合にまで形式的・画一的に適用して
 その時期に定時株主総会を開催しなければなら
 ないものとする趣旨ではないと考えるのが、合
 理的な意思解釈であると思われます。したがっ
 て、東北地方太平洋沖地震の影響により、定款
 所定の時期に定時株主総会を開催することがで
 きない状況が生じた場合には、会社法第二九六
 条第一項に従い、事業年度の終了後一定の時期
 に定時株主総会を開催すれば足り、その時期が

定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならないと解されます」という見解を公表している(注一一)。また、この法務省の見解を前提に、取締役等の任期の登記上の取扱いについては、「そのような時期に開催される限り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与、監査役および会計監査人の任期満了による退任の日は、実際に定時株主総会を開催した日となると考えられます(会社法三三三一条一項参照)」とされていた(注一三)。これらの見解・取扱いも、前記のとおり、天災地変等により取締役が定時株主総会に関する定款所定の招集時期に株主総会を招集すること自体が客観的に困難である状況が生じた場合には、例外的な取扱いを認めることと整合的であると考えられる。

以上を踏まえれば、設問のように計算書類の作成が間に合わないという場合においても、その理由が天災地変等によるものであり、当該天災地変等により、定時株主総会に関する定款所定の招集時期に株主総会を招集すること自体が客観的に困難となっている状況であれば、当該招集時期の経過によっても取締役の任期は満了せず、後日招集される定時株主総会の終結の時をもって任期満了となると解すべきである。これに対し、会計不祥事等により計算書類の作成が間に合わないこととなったものの、定時株主

総会に関する定款所定の招集時期に株主総会を招集すること自体は客観的に可能な状況であるにもかかわらず、当該招集時期に株主総会を招集しなければ、当該招集時期の経過により取締役は任期満了となるものと解すべきである。

したがって、設問の場合には、天災地変等により株式会社AがX年六月に株主総会を招集すること自体が客観的に困難である場合を除き、同月末をもって取締役甲・乙・丙の任期は満了する(これにより、取締役甲・乙・丙は、会社法三四六条一項に定める権利義務取締役となる)(注一四)。

(注一) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7 機関(1)』(商事法務、二〇一三)四五四頁、四五五頁(榊素寛)。

(注二) 本稿においては、特に断らない限り、株主総会の「招集」と「開催」を同じ意義で用いる。

(注三) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(6) 株式会社機関(2)』(有斐閣、一九八七)三九頁(今井潔)。

(注四) 上柳・鴻・竹内・前掲(注三)四〇頁(今井)、大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻(第三版)』(有斐閣、一九九二)一六三頁。

(注五) 登記実務においても、同様の取扱いがされているようであり(松井信憲『商業登記ハンドブック(第三版)』(商事法務、二〇一五)四〇八頁、同旨の登記先例も存する(昭和三十三年二月二三日付民事甲第二六五五号民事局長回答、昭和三十八年五月一日付民事甲第一三五六

号民事局長回答)。

(注六) 設問の場合において、X年六月に招集された定時株主総会における選任に係る取締役甲・乙・丙の任期がX年六月末に満了することとなる場合には、X年六月二十八日を会日とする株主総会において、甲・乙・丙の三人を取締役に再任するに当たり、取締役甲・乙・丙が当該株主総会の終結の時をもって取締役をいったん辞任した上で再任される形をとる等の対応が必要になると考えられる。

(注七) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(5) 株式会社機関(1)』(有斐閣、一九八六)九五頁、九六頁(前田重行)。なお、会社法四三九条に定める会計監査人設置会社の特則により、計算書類について定時株主総会の承認が不要となり、定時株主総会への報告で足りることとなる場合については、議題内容説および折衷説にいうところの「計算書類の承認」は「計算書類の報告」と読み替えてよいものと考えられる。

(注八) 鈴木竹雄・大隅健一郎監修『会社法演習Ⅱ 株式会社(機関)』(有斐閣、一九八三)四頁(菱田政宏)。

(注九) 旧商法に関して、鴻常夫・清水湛・江頭憲治郎・寺田逸郎編『商業登記先例判例百選』(有斐閣、一九九三)九七頁(吉成修一)に同旨。なお、旧商法下の解釈として、旧商法二五六条三項に基づく定款規定は、定時株主総会の開催が予想されているので、取締役改選のみのためわざわざ株主総会を開催する不便を救うためのものであるから、所定の時期における定時

株主総会の開催を期待することができない場合に、取締役改選のための株主総会を開くことを禁ずるものではなく、当該株主総会が開催される場合には、取締役の任期は当該株主総会の終結とともに満了することとなる旨の有力説が存在した（鈴木竹雄『商法研究Ⅲ——会社法』（有斐閣、一九七二）七八頁）。当該有力説に対しては、取締役改選を議題とする株主総会まで任期が延長される理由が明確でない等の批判があったが（鈴木竹雄・大隅健一郎編『商法演習Ⅰ会社（1）〔改訂版〕』（有斐閣、一九六六）一〇三頁（服部栄三）、少なくとも設問の場合のように、本来定時株主総会が招集されるべき時期に、取締役改選を議題とする株主総会を招集する限りにおいては、そのような批判は当たらないというべきであり、当該有力説の立場からも、本文記載の結論は支持されるものであると考えられる。

（注一〇）株主総会招集通知において、当該株主総会を「定時株主総会」として招集することも妨げられないと解される。この場合、後日、計算書類を承認または報告する株主総会は「臨時株主総会」として位置づけられることとなる。

（注一一）したがって、前掲（注六）に記載したような、甲・乙・丙の三人を取締役に再任するに当たり、取締役甲・乙・丙が当該株主総会の終結の時をもって取締役をいったん辞任した上で再任される形をとる等の対応は不要である。

（注一二）法務省「定時株主総会の開催時期に関する定款の定め」(http://www.mof.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html) 参照。

jp/hisho/kouhou/saigai0012.html) 参照。

（注一三）山川都資・山森航太（監修）江原健志「東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A」本誌一九三三号（二〇一一）一〇頁。なお、前掲（注五）の登記先例との関係については、「これらの先例は、取締役が定時株主総会を開催することが可能であるにもかかわらず、これを怠ることによって、容易に取締役および監査役の任期を延長することができることとなってしまふと、取締役および監査役の任期を定めた規定の趣旨に反することになりかねないことを考慮したものであると考えられ、今回の震災のようなきわめて特殊な事情により、定款所定の期間内に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合については、前提が異なるものと考えられます」とされていた（同頁）。

（注一四）このような事態を避けるためには、株式会社Aとしては、H年六月に、計算書類の承認を目的事項に含まずとも、取締役選任を目的事項とする株主総会を招集して、取締役の選任を行う（すなわち小問1と同様の対応をする）ことになると考えられる。

（わたなべ・くにひろ）

◆ 予告 ◆

第一八回は、野澤大和弁護士による「譲渡制限株式の移転に係る会社の譲渡承認の要否（仮題）」を予定しています。

（編集部）